

省エネ行動	対象家電	ポイント	概 要
省エネ家電 に買い替え	エアコン	2,000	エアコン(空調)を省エネ基準達成率 100%以上の機種に買い替える
	冷蔵庫	3,000	冷蔵庫を省エネ基準達成率 100%以上の機種に買い替える
電気使用量の削減		最大 1,500	前年同期間(夏季7～9月または冬季12～2月(いずれも使用月))との比較で電気使用量を削減する

夏の電気代、賢く減らして 『くりポ』をもらおう！ 最大6,500ポイント※

エアコンの買い替え

+2,000P

冷蔵庫の買い替え

+3,000P

電気使用量の削減

最大
+1,500P

※エアコン・冷蔵庫の両方の買い替え（計5,000ポイント）と、電気使用量削減（最大1,500ポイント）を合計した場合の最大値です。各事業の適用条件については本紙中面をご参照ください。

【問合せ・申請先】

町環境生活課ゼロカーボン推進グループ
役場新庁舎2階 ☎76-7065



◆申請の手続き

1 くりやまネイポジポカード(カード番号8桁)の用意

2 申請方法

【電子申請】 おすすめ！スマホを使って手間なく自宅で完結！

町ホームページ内の「◆電子申請フォーム◆」より申請

【窓口申請】

申請書に記入し、必要書類を添えて、役場環境生活課窓口へ提出

※申請書の用紙は、役場環境生活課窓口で配布またはホームページからダウンロード可能

申請手続・詳細

(町HPへ)



3 必要書類

省エネ行動	申請期間及び必要書類
空調・冷蔵庫の 買い替え	申請期間：通年 ①領収証の写し(購入日、店舗、機種がわかるもの) ②廃棄した家電のリサイクル券(排出者控)の写し ③保証書の写し(機種がわかること)
電気使用量の削減	申請期間：10月～1月(夏季) ①3カ月の電気使用量がわかるもの(2年分) 対象期間に係る契約電力会社から通知される電気使用量のお知らせの写しなど(使用住所、契約者名、前年同月の電気使用量が確認できること。ほくでんエネモールの画面の必要情報の提示可)

栗山町まちづくり応援ポイント 『くりポ』とは？

栗山町が行う対象事業への参加や、行政イベントへの出席など、町のまちづくり活動に参加することで貯まるポイントです。貯まったポイントは、町内の「くりやまネイポジポカード」加盟店で1ポイント=1円としてお買い物に利用いただけます。町では現在、健康づくりや地域活動に加え、地球にやさしい「省エネ行動」へのポイント進呈も行っています。



【行政ポイント事業全般に関する問合せ先】

町商工観光課商工・労働グループ(役場新庁舎3階 ☎73-7516)

省エネ家電への買い替えで、
最大5,000ポイントを進呈。
最新のエアコンや冷蔵庫で、
夏を涼しくおトクに過ごそう！

最近の家電製品はひと昔のものに比べて省エネ性能が飛躍的に進化しています。

今使っている家電製品を見直して、買い替えをすることで、電気料金の削減とCO₂(二酸化炭素)の発生を抑制することができます。

○ポイントの対象製品と条件

【 冷蔵庫:3,000P | エアコン:2,000P 】

※両方の買い替えで最大 5,000P 進呈

省エネ基準達成率 100%以上 = 対象製品



省エネ性能ラベルのココを見て確認
①マークの色が**緑色**になっている
②達成率が**100%**を超えている

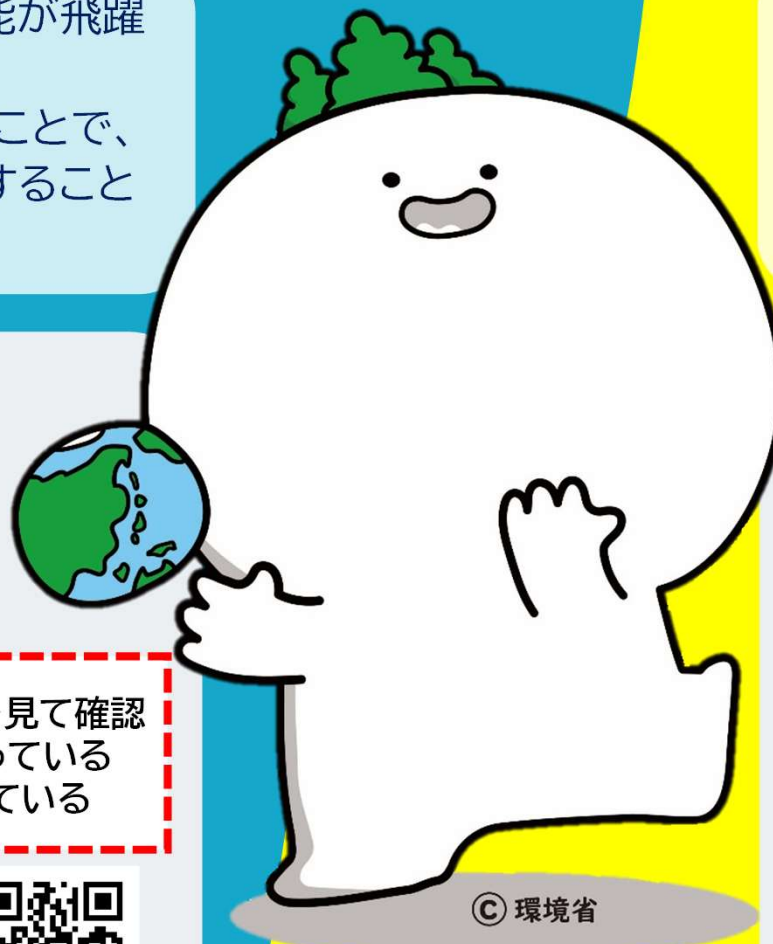
省エネ型製品情報サイト
省エネ基準達成率は、
省エネ性能ラベルの表示のほか、
サイトからも確認できます。



<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>

○留意事項（必ずご確認ください）

- ・令和7年11月1日以降に購入した製品が対象となります。
- ・新しい家電設置日から1年以内の申請が必要です。



ネイチャーポジティブイメージ
キャラクター

「だいだらポジー」

電力消費が増える7～9月、
昨年より節電した方に
最大1,500ポイントを進呈。
みんなで省エネに挑戦しよう！

石炭や石油を燃料とする火力発電所でつくられている電気の使用量が多くなると、大気中に放出されるCO₂(二酸化炭素)も増えていきます。

電力の使用量を減らす行動は、大気中のCO₂の蓄積を抑制することにつながります。

○ポイントの計算方法は？（計算式）

電気使用削減量(kWh)※1 × 0.526 × 100ポイント
= 付与ポイント(最大1,500P)

赤枠内の計算で出た数字が削減することができた二酸化炭素量(単位:kg)になります。

※1 電気使用削減量(kWh) =
今年の7～9月の電気使用量 - 昨年の7～9月の電気使用量

※2 係数について、0.526は北海道電力の最新の排出係数(令和6年度実績等)を採用しています。

○留意事項（必ずご確認ください）

- ・令和8年10月～令和9年1月が申請期間です。
- ・電気使用量（7～9月）は検針日でご確認ください。
- ・1世帯につき、年度ごとに夏季または冬季のいずれか1回申請できます。※
- ・今年と去年で住所が異なる場合は、削減効果の確認ができないため対象外となります。
- ※令和7年度の冬季（12～2月）に申請した方も、令和8年度は新たに夏季または冬季の申請ができます。